

# 医療安全管理指針

この指針は、医療従事者の個人レベルでの医療事故防止対策と、医療施設全体での組織的な医療事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者さんが安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目指しています。鎌ヶ谷総合病院(以下「当院」とする)における医療安全管理体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることができるよう作成しました。

## 1. 医療安全管理対策のための委員会 ・組織に関する基本的事項

### ① 医療安全管理委員会

病院長の強いリーダーシップのもと適正な組織体制を築き、医療安全管理対策を企画・実施します。医療安全管理者と医療安全部門、メディカルリスクマネジメント委員会と連携するとともに、全部門にセーフティマネージャーを配置し、医療安全対策の共有と実施・評価を推進していきます。

### ② 医療安全管理部門

定められた委員で構成され、医療現場での事故防止や安全対策について、組織全体の立場から中心的な役割として、各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき医療安全確保のための業務改善計画を進めます。また、医療安全管理委員会や患者相談窓口と連携し、医療安全対策に係る取り組みの評価を行うカンファレンスを定期的に実施します。

## 2. 職員研修に関する基本方針

医療安全管理に関する意護の高揚及び医療の質の向上を図るため、全職員に対し医療安全管理に関する研修を年2回程度行います。

## 3. 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善の方策に関する基本方針

医療安全管理者を中心にセーフティマネージャーやメディカルリスクマネジメント委員会で原因の分析及び改善策について検討し、医療安全部門と協力して事故発生の再発予防を図ります。

## 4. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療側の過失有無に関わらず、可能な限り当院内総力を結集して患者さんの救命と事故拡大防止に力を尽くします。また、当院内のみで対応が困難と判断された場合には速やかに他の医療機関等協力を求め、それに必要なあらゆる情報・資材・人材を提供します。また、救命措置に支障のきたさない限り速やかに、事故の状況・現在の回復措置・その見通しについて、患者さん本人・ご家族などに誠意をもって説明します。

### ① 患者に対する指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、患者さん及びその家族からの閲覧要求があった場合はこれに応じます。

### ② 患者さんからの相談への対応に関する基本方針

「説明と同意」の成果を得ながら医療者と患者さん・ご家族が互いに寄り添い合い、双方満足の結果が得られるよう最善を尽くします。

これにより病院や医療従事者に対する信頼を高めるとともに、良質な患者サービスが提供できるよう「患者相談窓口」を設置します。

### ③ 医療安全の推進のための基本方針

医療安全管理マニュアルは、必要に応じて改訂を行い、改訂後全職員に周知します。

2023年7月  
病院長



医療法人徳洲会 鎌ヶ谷総合病院